

「神武紀」、「四年の春二月の壬戌みずのえのいぬの朔ついちち、甲申きのえさるのひに、詔さだめして曰いわく、「我が皇祖みおやの靈たま、天より降りみて、わが身を光てるし助けたまえり。今、諸もろもろの虜あたますでに平ひけて海内あめのた事無なし。以て天神あまつかみを郊祀まつりて、用もて大孝おやにしたがうことを申まべたまうべし』とのたまう。乃すなわち靈時まつりのにわを鳥見山すなわの中に立てて、用もて皇祖天神みおやのあまつかみを祭りたまう」

『古語拾遺』「神武天皇」国家祭祀と氏族、「靈時まつりのにわを鳥見山あまつやしるの中に立つ。天富命あまつかみ、幣みてぐらを陳つらねて祝詞のりとして皇天あまつかみを禮祀まつり、群望くにつかみを遍祓まつりて、神あまつかみ 祇あまつやしるの恩みうつくすびに応こたふ」

『古語拾遺』遣りたる二、「夫それ、祖おやを尊おとび宗かみを敬おこうことは、礼教いえのおしえの先さきにする所ところなり。故ゆゑ、聖皇スメラミコト（天皇）の登極あがり（天あめつ日ひ継つぎししろしめ）して、終おわりを父祖おおおやに受うけたままい、上帝あまつかみ（五帝）を類まつり、六宗むつつかみを禮まつり、山河まつを望まつり、群神かみがみを偏まつりたままう。然しかれば、天照大神あまてらすかみ（日神と高皇産靈）はこれ祖おやこれ宗かみ、尊おときことならび無なし」